改正案	修正案
第 1 条~第 15 条 略	第 1 条~第 15 条 略
(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)	(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)
第 16 条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次の各号の	第 16 条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次の各号の
とおりとする。	とおりとする。
(1) 略	(1) 略
(2) 被保険者均等割 <u>25,400 円</u>	(2) 被保険者均等割 <u>25.200 円</u>
(3) 略	(3) 略
2 略	2 略
第 16 条の 2~第 16 条の 5 の 4 略	第 16 条の 2~第 16 条の 5 の 4 略
(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)	(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)
第 16 条の 5 の 5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の	第 16 条の 5 の 5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の
保険料率は、次の各号のとおりとする。	保険料率は、次の各号のとおりとする。
(1) 略	(1) 略
(2) 被保険者均等割 <u>9,100円</u>	(2) 被保険者均等割 7.300 <u>円</u>
(3) 略	(3) 略
2 略	2 略
第 16 条の 5 の 6~第 22 条 略	第 16 条の 5 の 6~第 22 条 略
(保険料の減額)	(保険料の減額)
第23条 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課	第23条 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課

修正案

額のうち基礎賦課額は、第13条第1項又は第16条の2第1項の 基礎賦課額から当該各号に掲げる額を減額した額とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納 付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在におい てその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算 定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色 専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第 313 条 第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40 年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例に よらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計 算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定す る上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6 第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後 の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る 事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡 所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の 金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る 譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用が ある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2 第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則 第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 額のうち基礎賦課額は、第13条第1項又は第16条の2第1項の 基礎賦課額から当該各号に掲げる額を減額した額とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納 付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在におい てその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算 定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色 専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第 313 条 第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40) 年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例に よらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計 算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定す る上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6 第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後 の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る 事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡 所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の 金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る 譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用が ある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2 第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則 第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15

修正案

項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>17,780円</u>イ 略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に 275,000 円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前号に該当する者を除く。)

項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 被保険者均等割 被保険者1人につき 17,640円イ 略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に 275,000 円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前号に該当する者を除く。)

修正案

ア 被保険者均等割 被保険者 1 人につき <u>12,700 円</u> イ 略

(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314条の 2 第 2 項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に 500,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前 2 号に該当する者を除く。)

ア 被保険者均等割 被保険者 1 人につき 5,080 円 1 略

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 13 条第 1 項又は第 16 条の 2 第 1 項」とあるのは「第 16 条の 5 の 3 第 1 項又は第 16 条の 5 の 6 第 1 項」と、「17,780 円」とあるのは「6,370 円」と、「12,250 円」とあるのは「4,410 円」と、「6,125 円」とあるのは「2,205 円」と、「9,187 円」とあるのは「3,307 円」と、「12,700 円」とあるのは「4,550 円」とあるのは「3,307 円」と、「12,700 円」とあるのは「4,550 円」と、「8,750 円」とあるのは「3,150 円」と、「4,375 円」とあるのは「1,575 円」と、「6,562 円」とあるのは「2,362 円」と、「5,080 円」とあるのは「1,820 円」と、「3,500 円」とあ

ア 被保険者均等割 被保険者 1 人につき <u>12,600 円</u> イ 略

(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314条の 2 第 2 項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に 500,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前 2 号に該当する者を除く。)

ア 被保険者均等割 被保険者 1 人につき <u>5.040 円</u> イ 略

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 13 条第 1 項又は第 16 条の 2 第 1 項」とあるのは「第 16 条の 5 の 3 第 1 項又は第 16 条の 5 の 6 第 1 項」と、「17,640 円」とあるのは「5,110 円」と、「12,250 円」とあるのは「4,410 円」と、「6,125 円」とあるのは「2,205 円」と、「9,187 円」とあるのは「3,307 円」と、「12,600 円」とあるのは「3,650 円」と、「8,750 円」とあるのは「3,150 円」と、「4,375 円」とあるのは「1,575 円」と、「6,562 円」とあるのは「2,362 円」と、「5,040 円」とあるのは「1,460 円」と、「3,500 円」とあ

るのは「1,260 円」と、「1,750 円」とあるのは「630 円」と、「2,625 円」とあるのは「945 円」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の7第1項」と、「17,780円」とあるのは「7,630円」と、「12,250円」とあるのは「3,850円」と、「12,700円」とあるのは「5,450円」と、「8,750円」とあるのは「2,750円」と、「5,080円」とあるのは「2,180円」と、「3,500円」とあるのは「1,100円」と読み替えるものとする。

第23条の2~第32条 略

## 修正案

るのは「1,260 円」と、「1,750 円」とあるのは「630 円」と、「2,625 円」とあるのは「945 円」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の7第1項」と、「17,640円」とあるのは「7,630円」と、「12,250円」とあるのは「3,850円」と、「12,600円」とあるのは「5,450円」と、「8,750円」とあるのは「2,750円」と、「5,040円」とあるのは「2,180円」と、「3,500円」とあるのは「1,100円」と読み替えるものとする。

第23条の2~第32条 略

下線直線 改正案 (議案第43号) による変更部分

下線波線 改正案(議案第43号)に対する修正案による変更部分